

【ポスター発表】

17世紀イギリスにおける子ども観の変遷

—哲学者は子どもをどのように観ていたのか—

聖徳大学 小田桐 忍 (3115)

[キーワード] 子ども観、ホッブズ、ロック

1. 研究目的

本研究の目的は、子どもの権利が成立する以前の歴史を考察することである。その目的には、2つの留意点が含意されている。一方が“子ども観”であり、他方が“17世紀イギリス”である。前者について発表者（以下「筆者」）は本研究の主題と副題の中で「子どもの権利」と称することをあえて回避する。それは現代の子どもの権利論の直接的起源は20世紀の児童福祉的寄与に負うべき点が多いからに他ならない。「子どもの権利」ではなく「子ども観」という表現を筆者は使用する。これにより、哲学者の著作物を自由に渉猟し、そこから彼らの子どもに関する洞察を汲み上げることが可能になる。後者について、本研究を開始する前から、筆者は既に1つの仮説を立てていた。その仮説とは、子どもの権利思想を考える上でも社会契約説の哲学が果たした役割は甚大であったとするものである。20世紀の福祉国家イギリスの誕生に向けての胎動がそこに看取できるように思われる。

2. 研究の視点および方法

如上の目的を達成するために、本研究では、17世紀の前半と後半にそれぞれ活躍したイギリスを代表する2人の哲学者—ホッブズ（Thomas Hobbes:1588-1679）とロック（John Locke:1632-1704）—の子どもに関する言説が彼らの子ども観として取り上げられる。そのため本研究は、彼らの中心的著作物を精読する。なぜなら、ホッブズとロックの社会契約説を生み出した哲学的思想の相違、つまりホッブズの利己主義的な人間観やロックの経験に知識の源泉を求める経験論及び宗教的な寛容論が彼らの子ども観にも反映していると予想されるからである。私見ながら、社会福祉学における歴史的考察は過去から現代へと繋がる長いトンネルを照射し、かかる繋がりを詳細に説明できるものでなければならない。ホッブズは『市民論』（1640年）の中で、子どもの支配権は、子どもを最初に自分の権力の下に保つ者に所属する。生まれたばかりの子どもが他の誰よりも先に母親の権力の下にあることは明らかであり、その意味から母親は子どもを自分の意のままに、かつ正当な権利をもって育てることもできるし捨てることもできると主張したのであった。これに対して、ロックは『統治二論』（1690年）の中で、私たち人間の第一の、そして最も強い欲求は、自己保存への欲求である。この欲求が個々の人間自身の個別的な扶助と利用とのための被造物への権利の基礎を形成することになる。次に、神は人間の中に自らの種を繁殖させ、子孫において自らを存続させようとする強い欲求をも植えつけたことを指摘している。

3. 倫理的配慮

本研究において、両名は一般社団法人日本社会福祉学会の定める研究倫理指針（以下「指針」という）を順守する。両名は、研究過程および結果を公表するに当たり、良識と知的誠実さと倫理が要請されることを自覚し、指針に則って活動するものであり、自己の研究水準の向上のために日々精進している。

4. 研究結果

(1) ホップズの場合

自然状態においては、子どもを生んだ女性は誰もが母親になると同時に、女性の支配者となる。同様に、自然状態においては、子どもの父親が誰であるのかは、母親の申告によらなければ知ることができない。子どもは母親が望む通りの者に属し、従って母親に属する。それ故、子どもに対する元来の支配権は母親に属する。人間においても出産は母親の胎内から生じる。婚姻関係にある男女間に生まれた子どもは父親の支配権に属する。あらゆる国家において、家族は母系ではなく、父系によって決まっているからである。家庭内の命令権は男に属する。子どもたちの間では男子が女子よりも優先される。なぜなら、男子が重大事を司るのに適し、特に戦争の指導には男子が適しているからである。しかも息子たちは平等であり、命令権は分割することができないから、息子たちの間では最年長の者が父親の後を継ぐことになる。

(2) ロックの場合

両親と共に、子どもたちもまた権利を有する。この所有物は、死亡が両親にその利用の終焉をもたらしたとき、全面的に子どもたちのものになり、両親の所有物から子どもたちに引き継がれる。これが「相続」と呼ばれる。人間は、自分自身を保存するのみならず、自らもうけたもの（つまり、わが子）を保存する義務をも負わされている。彼らの所有物に対しては、子孫が権利を有することになる。子どもたちがこの権利を持っていることは神の法から明白であり、子どもたちがそうした権利を持つことを人びとが納得していることは国法から明らかである。これら2つの法が、両親に対して、子どもたちのために必要なものをあてがうことを求めている。

5. 考察

わが国の高校社会科の授業では、社会契約説に関する説明の中で、ホップズとロックは常に並置され、比較考察の俎上に載せられてきた。誰もがそこからホップズとロックの子ども観を推論し得るように思われる。だが、本研究により、かかる推定を確定に置き換えることができたであろう。今後はイギリスの思想界でロックの思想がどのような運命を辿り、自由国家の時代を経て、20世紀の福祉国家に至ったのかについて解明しなければならない。なお、本研究においては、以下の著作を使用した。ホップズ著『市民論』（本田裕志訳）京都大学学術出版会、2008年。ロック著『統治二論』（加藤節訳）岩波書店、2007年。